

令和5年第3回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和5年3月28日)

召集年月日 令和5年3月28日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和5年3月28日 午後3時00分

閉会 令和5年3月28日 午後3時50分

出席委員(13名)

1番 細川正博	2番 松尾豊(会長)	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄(職務代理)
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	13番 古池洋子
14番 國久博一		

欠席委員(1名)

12番 小原悟

出席事務局

局長 新谷博樹	書記 藤原昭洋
	早川与志樹
	谷口有利子

提出議案

議案第10号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移 転許可申請審議について
議案第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農用地利用集積計画審議について
議案第12号	地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認 定について
議案第13号	令和5年度最適化活動の目標の設定等について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和5年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
12番 小原委員より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和5年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 1番 細川委員さんと 14番 國久委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。  
議案第10号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。  
(議案第10号資料説明)  
申請地は、現在田として使用されており、譲受人である〇〇氏が引き続き田として使用される計画です。  
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員 はい、議長。  
こちらは20日に小原委員と現地を確認いたしました。  
譲受人の〇〇氏は〇〇地区の方であり、農地の状態を見ても営農は可能と確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第10号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第11号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて所有権を移転するものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第11号資料説明)

今回の設定は、所有権移転が2件でございます。

設定する2筆は7ページの地図のとおり隣接しており、それぞれの所有者はこれまでからお互いの農地を取り違えて営農しており、今回、実態に合わせて名義を修正するために所有権を移転するものでございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

森委員 はい、議長。

こちらにも20日に小原委員と現地を確認いたしました。

いずれの農地もこれまでの営農者に所有権を移転するものであり、問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾豊委員 取り違えていたことが分かったのは最近なのか。

藤原書記 以前からわかっていたようです。所有者が世代交代する前に名義を整理しておきたいとのことから申請されました。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第11

号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程3 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとします。

[日程 4]

議長 日程4 議案第12号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題といたします。  
議案の内容について事務局から報告をお願いします。

局長 はい、議長。  
議案第12号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。  
名田庄地域は、平成20年度から地籍調査が開始され、残りの地区は名田庄三重地籍と出合、永谷、虫谷、挙原となっております。令和6年度に測量までが終了予定で、農地があればそれ以降に同意を求められる予定でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。  
(議案第12号資料説明)  
今回の地目変更は、名田庄三重地籍です。  
資料9ページをご覧ください。名田庄三重地籍では、農地から農地以外に変わるものが279筆 65,074.48㎡、農地以外から農地に変わるものが2筆 310.05㎡、田から畑に変わるものが8筆 3,579㎡です。  
資料28ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を記載しておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるもの、青色は農地以外から農地に変わるもの、黄色は田から畑に変わるものでございます。  
なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限り」としております。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

森委員 　　はい、議長。  
　　こちらも20日に小原委員と確認いたしました。  
　　確認した結果、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議 長 　　ご報告ありがとうございました。  
　　ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 　　賛成全員でございますので、日程4 議案第12号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものといたします。

#### 〔日程 5〕

議 長 　　日程5 議案第13号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。  
　　それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 　　はい、議長。  
　　議案第13号は、農林水産省が令和4年に制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の活動日数の目標等を設定するもので、令和5年度の目標をこの3月末までに決定することとされています。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 　　はい、議長。

(議案第13号資料説明)

資料49ページから51ページが、農林水産省が定めた統一様式による設定目標です。委員の皆様のご活動にかかわる部分を抜粋して説明いたします。

まず、50ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、令和5年3月末時点の集積面積が372ヘクタール、50.3%となっています。目標については、令和4年度の目標は48%でしたが、県下全域の集積目標が令和5年度末までに80%であることから、今年度目標は80%となり、220ヘクタールとなります。この数字は県からの指導によるものですので、かなり難しい目標値になりますが、これまでと同じく利用権の設定を周囲に呼びかけていただきたいと思います。

「(2) 遊休農地の解消」については、令和3年度の農地パトロールにおいてA緑区分であり営農可能と見込まれる農地を令和4年度から8年度の5年間で解消する目標とされているため、令和4年度の目標と同じく0.6ヘクタールとなります。また、「イ 新規発生遊休農地の解消」は令和4年度に新規で発生したA緑区分の農地を令和5年度中に解消することとされているため、令和4年度新規発生面積の4.4ヘクタールとしています。これらについては、夏に実施する予定の農地パトロールの結果、A分類とした農地については事務局から草刈等の依頼文書を送付する予定ですので、委員の皆様には通知を受け取った方から相談があった場合に趣旨の説明などを行い、草刈等管理を勧めていただきたいと思います。

次に51ページの「2 最適化活動の活動目標」は委員一人当たりの活動日数をひと月16日と設定させていただきました。この目標の設定については、令和4年度の活動日数見込が15.4日であり、この実績よりも高い目標を設定するように農林水産省から通知があったことによるものです。平均日数ですので、16日×12か月の年間192日以上のご活動があれば目標達成になります。昨年度目標が8日ですので、目標日数が増えましたが、引き続き農地の見回りや外出の際の農地の確認、農業者からの相談など、活動記録簿への記載をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、

ご質問ございませんか。

細川委員 目標達成できなかった場合は何かペナルティがあるのか。

藤原書記 ペナルティはありませんが、交付金額に影響します。目標に対して実績が高ければ上がり、低ければ下がります。ただし、目標は高いものが求められます。金額としては、令和4年度の交付金額は令和3年度の約5倍であり、全国的にはおそらく中ほどの額と見込んでおります。交付金の用途は、タブレット端末の通信費のほかに皆様の報酬となる予定です。

細川委員 目標と実績によって交付金額が上がったり下がったりするようなら、事務局による活動記録の精査などが必要なのではないか。

局長 今後は地域計画に関する活動にもご協力いただくこととなります。活動はさらに増えると思われれます。

塩野委員 集積目標が設定されているが、そもそも若者の農業離れが進んでいる。担い手が不足している中で集積を進めるのは困難である。

局長 担い手育成が大切であることは痛感しています。ビジネスモデル作りや農業者の法人化を進めることが必要であると考えています。

松井委員 遊休農地の解消について、1年間の目標0.6ヘクタールだが、立地や状態などを見て簡単に解消できそうなところをピックアップして指導等を進めていけば達成できるのではないか。水張り水田への交付金が令和9年度に終了するため、貸し借りをするなら早くしないとイケない。

國久委員 交付金による基盤整備を進められないのか。

局長 「目標を達成するために基盤整備をする」という考えで行うこととなります。

古池委員 解消しやすい圃場から遊休状態を解消していかなければ

ならない。

議 長       ほかにご意見、ご質問がないようですが、方法についてはご意見をいただきましたが、目標設定についてはこのとおりとし、議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長       挙手全員でございますので、議案第13号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については、審議のとおり決定することといたします。

議 長       それでは、これもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。